

**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための
臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類**

平成24年5月15日
福井県信用農業協同組合連合会

福井県信用農業協同組合連合会は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づき、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当会の金融円滑化管理に関する体制

※方針の全文については、平成22年1月13日に公表しております。

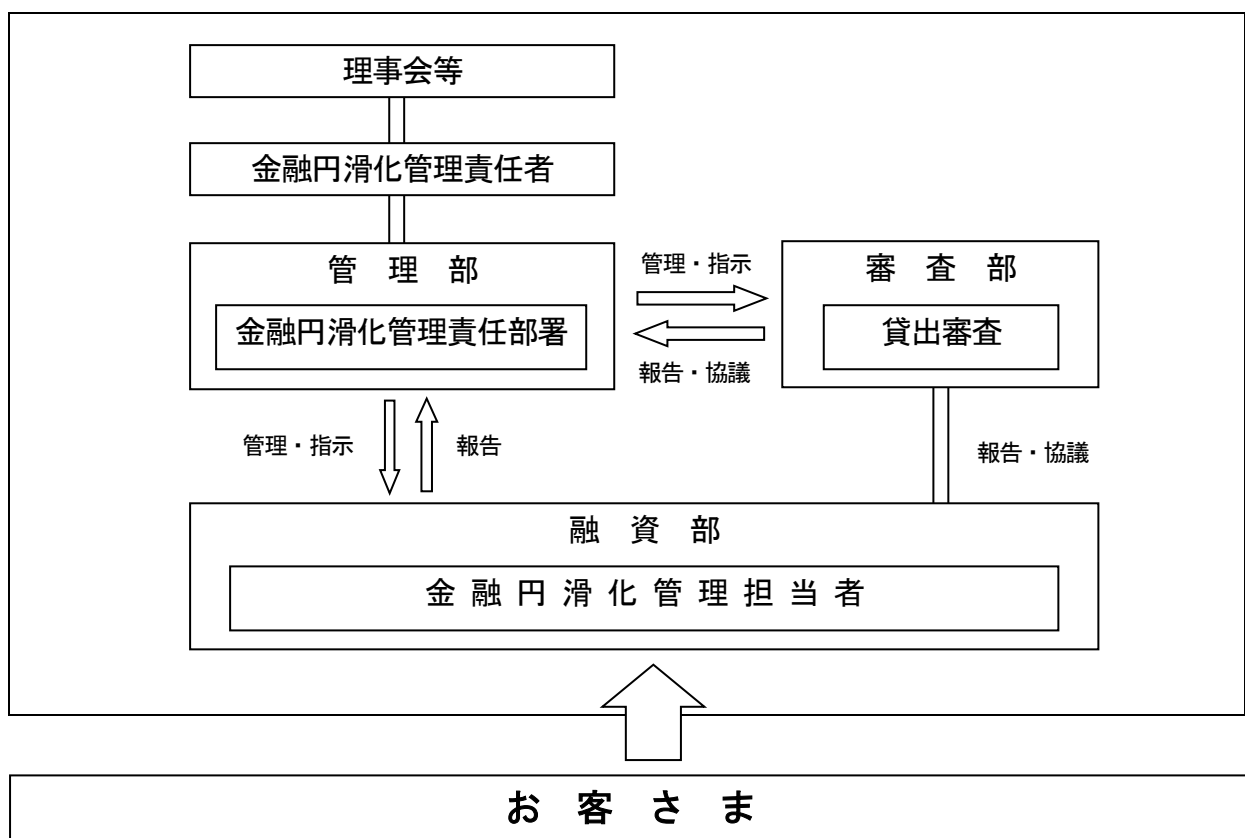
第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」、管理部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、融資部における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、管理部へ報告することとしております。
- (4) 融資部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

当会における、お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制は、次図の通りです。

【お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制】



第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談の窓口を融資部に設置しております。
- (2) お客さまからの金融円滑化にかかる苦情については、融資部に受付窓口を設置しております。また、苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに管理部および利用者サポート等管理部署に連絡をし、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- (3) 当会における相談窓口の詳細は以下のとおりです。

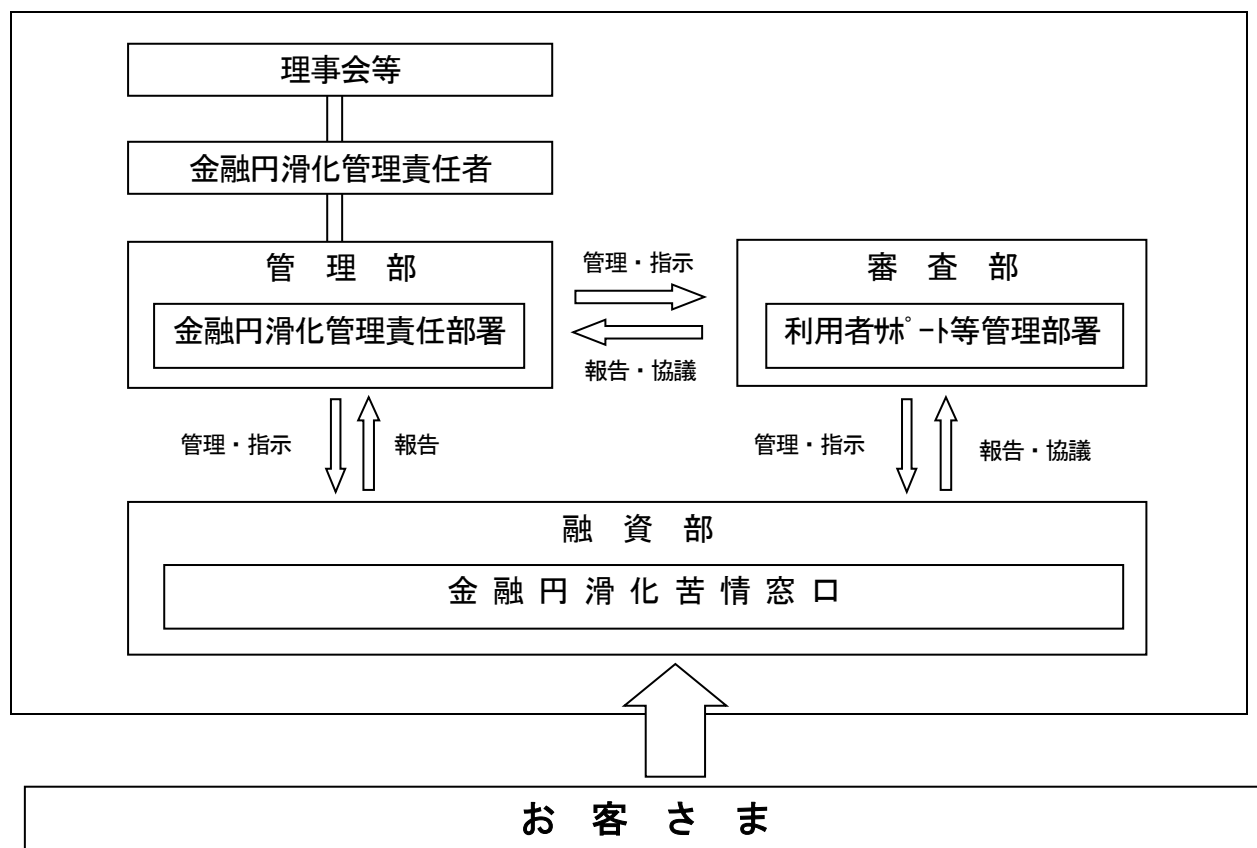
相談窓口 : 融資部

受付時間 : 平日 午前9:00 ~ 午後5:00

電話番号 : 0776-27-8239 または 0776-27-8240

当会における、お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制は、次図の通りです。

【お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制】



**第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、
当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行う
ための体制の概要**

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 中小企業者および農業者のお客さまに関しては、融資部において経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	70	397	427	487	586	968	968	968	1,044		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	40	221	396	468	586	968	968	968	1,044		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	0	30	175	30	18	0	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	0	0	167	167	208	208	208	208	208		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	2	8	9	11	13	17	17	17	18		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	5	8	10	13	17	17	17	18		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	0	1	3	1	1	0	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	0	0	2	2	4	4	4	4	4		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

以上